

教育委員会提出議案

第 24 号議案

豊島区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 4 年 7 月 26 日

豊島区教育委員会教育長 金子 智 雄

豊島区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

豊島区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（昭和 17 年教育委員会規則第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表を次のように改める。

補助執行	補助職員
中央図書館長の職責に関する事。	文化商工部図書館課長
図書館の管理及び運営に関する事。	文化商工部に所属する職員
会計年度任用講師の任用等に関する規則（令和元年教育委員会規則第11号）に規定する会計年度任用講師の社会保険に関する事。	総務部に所属する職員
幼稚園教育職員の給与、福利厚生その他の勤務条件に関する事。	
豊島区立幼稚園条例施行規則第3条第1項に規定する区立幼稚園の入園手続きに関する事。	子ども家庭部に所属する職員

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(説 明)

豊島区教育委員会が任命する幼稚園教育職員に係る事務について、区長部局に補助執行させるため、同規則の改正を行う。

第24号議案
説明資料

豊島区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成17年教育委員会規則第16号）新旧対照表

現行	改正後（案）																						
<p>（補助執行）</p> <p>第2条 豊島区教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条に規定する教育委員会の権限に属する事務のうち、次の表の左欄に掲げる事務を同表の右欄に掲げる補助職員に補助執行させるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="235 614 1106 1045"> <thead> <tr> <th>補助執行</th> <th>補助職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央図書館長の職責に関すること。</td> <td>文化商工部図書館課長</td> </tr> <tr> <td>図書館の管理及び運営に関すること。</td> <td>文化商工部に所属する職員</td> </tr> <tr> <td>会計年度任用講師の任用等に関する規則（令和元年教育委員会規則第11号）に規定する会計年度任用講師の社会保険に関すること。</td> <td>総務部に所属する職員</td> </tr> <tr> <td>豊島区立幼稚園条例施行規則第3条第1項に規定する区立幼稚園の入園手続きに関すること。</td> <td>子ども家庭部に所属する職員</td> </tr> </tbody> </table> <p>2・3・4 （略）</p>	補助執行	補助職員	中央図書館長の職責に関すること。	文化商工部図書館課長	図書館の管理及び運営に関すること。	文化商工部に所属する職員	会計年度任用講師の任用等に関する規則（令和元年教育委員会規則第11号）に規定する会計年度任用講師の社会保険に関すること。	総務部に所属する職員	豊島区立幼稚園条例施行規則第3条第1項に規定する区立幼稚園の入園手続きに関すること。	子ども家庭部に所属する職員	<p>（補助執行）</p> <p>第2条 豊島区教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条に規定する教育委員会の権限に属する事務のうち、次の表の左欄に掲げる事務を同表の右欄に掲げる補助職員に補助執行させるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1131 614 1995 1141"> <thead> <tr> <th>補助執行</th> <th>補助職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央図書館長の職責に関すること。</td> <td>文化商工部図書館課長</td> </tr> <tr> <td>図書館の管理及び運営に関すること。</td> <td>文化商工部に所属する職員</td> </tr> <tr> <td>会計年度任用講師の任用等に関する規則（令和元年教育委員会規則第11号）に規定する会計年度任用講師の社会保険に関すること。</td> <td>総務部に所属する職員</td> </tr> <tr> <td><u>幼稚園教育職員の給与、福利厚生その他の勤務条件に関すること。</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>豊島区立幼稚園条例施行規則第3条第1項に規定する区立幼稚園の入園手続きに関すること。</td> <td>子ども家庭部に所属する職員</td> </tr> </tbody> </table> <p>2・3・4 （略）</p> <p><u>附 則（令和4年7月 日教委規則第 号）</u> <u>この規則は、公布の日から施行する。</u></p>	補助執行	補助職員	中央図書館長の職責に関すること。	文化商工部図書館課長	図書館の管理及び運営に関すること。	文化商工部に所属する職員	会計年度任用講師の任用等に関する規則（令和元年教育委員会規則第11号）に規定する会計年度任用講師の社会保険に関すること。	総務部に所属する職員	<u>幼稚園教育職員の給与、福利厚生その他の勤務条件に関すること。</u>		豊島区立幼稚園条例施行規則第3条第1項に規定する区立幼稚園の入園手続きに関すること。	子ども家庭部に所属する職員
補助執行	補助職員																						
中央図書館長の職責に関すること。	文化商工部図書館課長																						
図書館の管理及び運営に関すること。	文化商工部に所属する職員																						
会計年度任用講師の任用等に関する規則（令和元年教育委員会規則第11号）に規定する会計年度任用講師の社会保険に関すること。	総務部に所属する職員																						
豊島区立幼稚園条例施行規則第3条第1項に規定する区立幼稚園の入園手続きに関すること。	子ども家庭部に所属する職員																						
補助執行	補助職員																						
中央図書館長の職責に関すること。	文化商工部図書館課長																						
図書館の管理及び運営に関すること。	文化商工部に所属する職員																						
会計年度任用講師の任用等に関する規則（令和元年教育委員会規則第11号）に規定する会計年度任用講師の社会保険に関すること。	総務部に所属する職員																						
<u>幼稚園教育職員の給与、福利厚生その他の勤務条件に関すること。</u>																							
豊島区立幼稚園条例施行規則第3条第1項に規定する区立幼稚園の入園手続きに関すること。	子ども家庭部に所属する職員																						

(案)

4 豊教庶発第 号
令和 4 年 7 月 日

豊島区長 高野 之夫 様

豊島区教育委員会

豊島区教育委員会の権限に属する事務の補助執行の協議について

下記の事務を補助執行することについて、地方自治法第 180 条の 7 の規定に基づき、協議します。

記

1 補助執行する事務

幼稚園教育職員の給与、福利厚生その他の勤務条件に関すること。

2 協議内容

豊島区立幼稚園に勤務する幼稚園教育職員の給与、福利厚生その他の勤務条件に関する事務については従前より区長部局で執行しているところであるが、豊島区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成 17 年教育委員会規則第 16 号）に特段の規定がないところである。

当該事務については、幼稚園教育職員の職員数等を鑑みると、引き続き他の区職員とあわせ一括して区長部局で執行することが事務の効率からも適切と考えられることから、今般規程の整備を図り、補助執行を明記する。

第 24 号議案
参考資料 1

○豊島区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則

平成17年 3 月30日

教育委員会規則第16号

改正 平成17年 7 月19日教委規則第28号

平成18年 3 月30日教委規則第14号

平成18年11月15日教委規則第25号

平成20年 3 月31日教委規則第 3 号

平成21年 3 月30日教委規則第11号

平成25年 3 月13日教委規則第 2 号

平成26年 4 月11日教委規則第 7 号

平成28年12月16日教委規則第14号

平成31年 3 月29日教委規則第 4 号

令和 2 年 3 月16日教委規則第 8 号

令和 4 年●月●日教委規則第 9 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の 7 の規定に基づき、豊島区教育委員会の権限に属する事務の一部を区長の補助機関たる職員をして補助執行させることについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助執行)

第 2 条 豊島区教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条に規定する教育委員会の権限に属する事務のうち、次の表の左欄に掲げる事務を同表の右欄に掲げる補助職員に補助執行させるものとする。

補助執行	補助職員
中央図書館長の職責に関する事。	文化商工部図書館課長
図書館の管理及び運営に関する事。	文化商工部に所属する職員
会計年度任用講師の任用等に関する規則（令和元年教育委員会規則第11号）に規定する会計年度任用講師の社会保険に関する事。	総務部に所属する職員
<u>幼稚園教育職員の給与、福利厚生その他の勤務条件に関する事。</u>	

豊島区立幼稚園条例施行規則第3条第1項に規定する区立幼稚園の入園手続きに関すること。	子ども家庭部に所属する職員
--	---------------

- 2 文化商工部長は、前項の規定により補助執行させるものとされた事務のうち、特に重要又は異例であると認められるものについては、同項の規定にかかわらず、これを教育委員会と協議しなければならない。
- 3 総務部長は、第1項の規定により補助執行させるものとされた事務のうち、特に重要又は異例であると認められるものについては、同項の規定にかかわらず、これを教育委員会と協議しなければならない。
- 4 子ども家庭部長は、第1項の規定により補助執行させるものとされた事務のうち、特に重要又は異例であると認められるものについては、同項の規定にかかわらず、これを教育委員会と協議しなければならない。

(平17教委規則28・平18教委規則14・平18教委規則25・平20教委規則3・平21教委規則11・平25教委規則2・平26教委規則7・平28教委規則14・平31教委規則4・令2教委規則8・一部改正)

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年7月19日教委規則第28号)

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月30日教委規則第14号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、体育施設の管理運営並びに事業運営に関する補助執行の廃止については、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年11月15日教委規則第25号)

この規則は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則 (平成20年3月31日教委規則第3号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月30日教委規則第11号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月13日教委規則第2号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年4月11日教委規則第7号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。
(豊島区教育委員会公印規則の一部改正)
 - 2 豊島区教育委員会公印規則(昭和41年豊島区教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略
(豊島区教育財産管理規則の一部改正)
 - 3 豊島区教育財産管理規則(平成22年豊島区教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略
(豊島区立図書館処務規則の一部改正)
 - 4 豊島区立図書館処務規則(平成20年豊島区教育委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略
附 則(平成28年12月16日教委規則第14号)抄
(施行期日)
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
附 則(平成31年3月29日教委規則第4号)
この規則は、平成31年4月1日から施行する。
附 則(令和2年3月16日教委規則第8号)
この規則は、令和2年4月1日から施行する。
附 則(令和4年●月●日教委規則第●号)
この規則は、公布の日から施行する。

【区長部局に補助執行をさせることで可能となる事務の一例】

	議案	所管
第●号 議案	<p>地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例（仮称）（人事委員会の意見聴取案件）</p> <p>（1）以下の条例の一部を改正する。</p> <p>①職員の給与に関する条例</p> <p>②幼稚園教育職員の給与に関する条例</p> <p>③職員の退職手当に関する条例</p> <p>④職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例</p> <p>⑤幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例</p> <p>⑥職員の定年等に関する条例</p> <p>⑦職員の分限に関する条例</p> <p>⑧職員の懲戒に関する条例</p> <p>⑨職員の育児休業等に関する条例 ※別途改正あり。</p> <p>⑩公益的法人等への職員の派遣等に関する条例</p> <p>⑪外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例</p> <p>⑫豊島区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例</p> <p>（2）以下の条例を廃止する。</p> <p>①職員の再任用に関する条例</p>	人事課・ 指導課

